

令和5年度八郎潟町障がい者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、八郎潟町全組織とする。

3 担当窓口

この方針の担当窓口は、健康福祉課とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設とする。

5 調達の対象とする物品等

(1) 物品

- ア 食品類
- イ 農作物類
- ウ 小物類
- エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（施設・公園等の除草・清掃作業、除雪作業等）
- イ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和5年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 100,000円 以上

7 調達の推進方法

次の方法により、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

- (1) 障がい者就労施設等に対し、物品等の調達の推進に係る情報を随時提供する。
- (2) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、庁内全組織でその情報を共有する。
- (3) 庁内全組織において、障がい者就労施設等へ発注可能な物品等について十分に検討する。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しながら、地方自治法、八郎潟町財務規則など関係規程に従い、随意契約を活用しながら行う。

8 調達方法及び調達実績の公表

調達方法及び調達実績を、町ホームページ等を通じて公表する。